

## 7. 景観重要公共施設の整備に関する事項等の基準



代宿 けやき通り



## 7. 景観重要公共施設に関する事項等の基準

(法第8条第2項第4号ロ・ハ)

### 1 基本的な考え方

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を形成するうえで重要な要素となっています。良好な景観形成を図るための骨格として重要公共施設の指定を行います。

### 2 景観重要公共施設の指定方針

指定は、景観上重要な骨格となる道路、河川、都市公園を対象とし、施設管理者の同意のもとで行います。

今後、指定要件に基づき、景観重要公共施設の指定を目指し、施設管理者等関係機関と協議を進めていきます。

#### ● 指定要件

- 袖ヶ浦の景観を特徴づける拠点として、市民に親しまれている公共施設
- 市の景観の骨格を形成し、景観軸や景観拠点を構成する公共施設
- 地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設  
(今後整備される施設も含む。)

### 3 景観重要公共施設

#### ● 景観重要都市公園

##### ■ 袖ヶ浦公園

袖ヶ浦公園は、市の中心近くに位置し、市の景観計画では田園・集落エリアの景観拠点として位置づけられています。園内には四季折々の花が植えられており、桜や花菖蒲とともに様々な花の鑑賞ができる市内唯一の総合公園になります。

また、袖ヶ浦市郷土博物館や旧進藤家住宅、万葉植物園など本市の歴史と文化を伝える施設が立地しています。

水と緑あふれる袖ヶ浦公園内の良好な景観を維持するとともに、周辺環境にも調和した景観形成を図ります。



##### ■ 袖ヶ浦公園平面図



## 4 景観重要公共施設の整備と占用等許可の基準

### ● 袖ヶ浦公園

#### 整備に関する事項

- 照明灯等の柱類や防護柵等の柵類の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）又はグレーベージュ（10YR6/1）程度とする。
- 外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準については、別表1によるものとする。
- 工作物の素材は、景観へ配慮し、経年劣化やメンテナンスを考慮したものとする。
- 案内板や公共サインは、周辺の自然環境との調和に配慮し、園内における仕様の統一に努める。
- 植栽は景観と眺望に配慮する。

#### 占用等許可基準

- 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。
- 占用物等の色彩基準については、「整備に関する事項」の基準を準用する。

### ● 別表1（外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準）

園内及び周辺環境と調和した色彩とします。

明度・彩度の基準一覧（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値による）

対象物	色相	明度	彩度
外壁 工作物 舗装	赤 (R)	全明度	4以下【10以下】
	黄赤 (YR)		6以下【10以下】
	黄 (Y)		4以下【10以下】
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下【6以下】
屋根	赤 (R)	7以下	4以下
	黄赤 (YR)		6以下
	黄 (Y)		4以下
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下

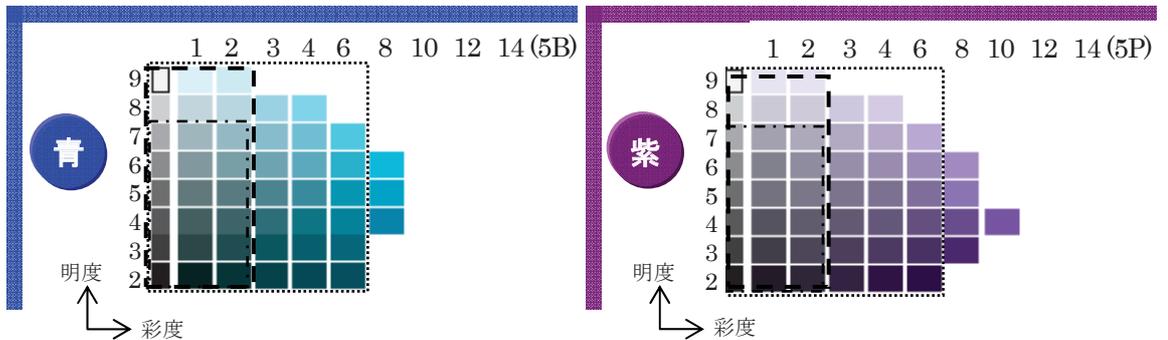
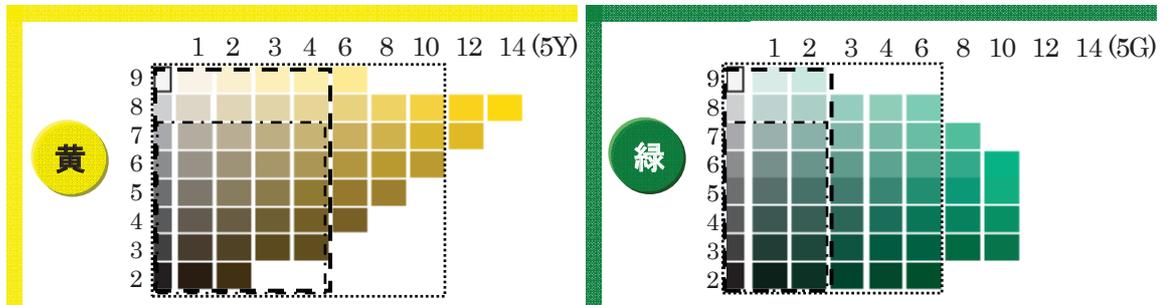
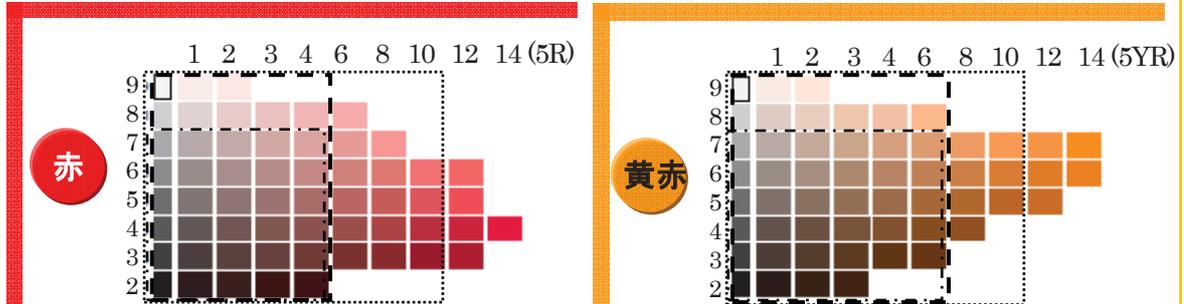
【 】の数値は、建築物の外壁において、広告色を使用する場合の基準

- 外壁、工作物、舗装の明度の基準については、暗色を許容して、全範囲とします。
- 屋根の明度の基準については、明るい色を避けるため、7以下とします。

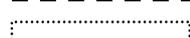
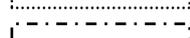
- 木材、石材、土、レンガ、コンクリートなど従来から建材として広く用いられている自然素材の色は、経年劣化により穏やかな色彩となるため、色彩基準の例外とします。
  - 建築物の外壁について、広告色を使用する場合は原則的に見付面積の 1/5 以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とします。
  - 建築物の外壁について、広告色を使用する場合で、色彩基準を超える色彩を使用する場合は、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞くことにより、見付面積の 1/20 以内の使用を可能とします。
- 整備に関する事項及び占用等許可基準について
- 自然石材、金属、コンクリートなど、素材を着色しないものは、周辺との調和に配慮し、使用できるものとします。
  - 自動販売機を建築物の前に設置する場合は、建築物の外壁に類似した色彩に努めることとします。
  - 自動販売機が複数になる場合は、景観に配慮された自動販売機の色彩統一に努めることとします。
  - 袖ヶ浦公園内にある管理事務所や郷土博物館、アクアラインなるほど館等の建築物も基準の対象となります。
  - 下記の内容を基準の適用除外とします。
    - ・ 遊具、健康遊具の施設
    - ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
    - ・ 安全上又は緊急上やむを得ないもの
    - ・ 公共施設の日常管理・部分補修をするもの
    - ・ 地中に埋設するもので周辺の景観形成に影響のないもの
    - ・ 工事に必要な仮設の工作物
    - ・ イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
    - ・ 景観重要公共施設の指定時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの



# 袖ヶ浦公園における基準色及び広告色の範囲



色彩の基準

-  外壁・工作物・舗装の基準色
-  外壁の広告色
-  屋根の基準色

## 5 景観重要公共施設の占用等の許可の手続き

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合する必要があります。

このため、公共施設の占用許可申請等を行う際には、事前に市の確認を受けることとなります。

### ● 占用等許可の手続きフロー

